

池田リハビリテーション病院

面会規程

(目的)

第1条

本規程は、池田リハビリテーション病院（以下「当院」という。）における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者の精神的安定、治療意欲および身体機能の向上を図るとともに、患者および院内の安全を確保することを目的とする。

(基本方針)

第2条

当院は、感染対策その他やむを得ない理由がある場合を除き、入院患者に対する家族等による面会を不当に制限しない。

2 面会制限を行う場合であっても、患者の病状、療養環境および院内感染対策等を踏まえ、必要最小限の範囲とする。

(面会時間)

第3条

入院患者に面会できる時間は、14時30分から16時30分までとする。

2 面会時間は、入院患者1名につき1日1回15分以内とする。

3 急を要する場合その他担当医師が相当と認める場合は、この限りではない。

(面会場所)

第4条

面会場所は、原則として入院患者の病室内（多床室においてはベッドサイド）とする。

2 病状、療養環境その他の理由により、病棟スタッフが指定する場所で面会を行う場合がある。

(面会可能な者)

第5条

面会できる者は、原則として家族、親族その他患者が希望する関係者とする。

2 小学生以下の者については、感染対策上の観点から原則として面会を制限する。

3 担当医師または病棟責任者が必要と認める場合は、この限りではない。

(面会人数)

第6条

1 回の面会につき、面会人数は2名までとする。

2 担当医師または病棟責任者が相当と認める場合は、この限りではない。

(面会受付)

第7条

面会者は、病棟窓口において面会簿へ必要事項を記入し、病棟スタッフへ申し出たうえで病室へ入室するものとする。

2 面会票は入院時に交付するものとし、面会者は来院時に当該面会票を持参し、病棟窓口へ提示するものとする。

3 面会票を持参していない場合は、面会を制限またはお断りする場合がある。

(面会の条件)

第8条

面会者は、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

(1) 院内では不織布マスクを着用すること。

(2) 病室入室前後に手指衛生(手指消毒または手洗い)を行うこと。

(3) 発熱、咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等、感染症を疑う症状がないこと。

(面会者の遵守事項)

第9条

面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 静粛を旨とし、他の患者の療養環境を妨げないよう努めること。

(2) 患者の治療、検査およびリハビリテーションが優先されることを了承すること。

(3) 酒気を帯びて面会しないこと。

(4) 院内および面会中に喫煙しないこと。

(5) 病棟・病室内で飲食をしないこと。

(6) 差し入れについては、患者の病状や治療内容により制限があるため、事前に病棟スタッフへ確認すること。

(7) 生花、高額な金品その他療養上支障となる物品を持ち込まないこと。

(8) 病院職員の指示に従うこと。

2 当院は、面会者が本規程に違反し、またはそのおそれがあると認めた場合は、直ちに面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第 10 条

次の各号のいずれかに該当する場合、当院は面会の全部または一部を制限することができる。

- (1) 入院患者が感染症を発症した場合、または感染症患者との接触があった場合。
- (2) 院内において感染症の集団発生が認められた場合。
- (3) 地域における感染症流行状況等により、院内感染対策上必要と判断した場合。
- (4) 災害その他病院運営上やむを得ない事情がある場合。
- (5) 患者の病状または安全確保のため必要と認めた場合。
- (6) 入院患者本人またはキーパーソンが面会を希望しない場合。
- (7) 面会希望者が入院患者の家族、親族その他関係者であることを当院が確認できない場合。

2 前項による面会制限は、必要最小限の範囲および期間とし、状況に応じて適宜見直しを行う。

(周知方法)

第 11 条

本規程は、次の方法により患者および家族等へ周知する。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 当院ホームページへの掲載

(規程の見直し)

第 12 条

本規程は、感染状況、関係法令、診療報酬制度および院内運営状況等を踏まえ、定期的に見直しを行う。

附則

本規程は、令和 8 年 6 月 1 日より施行する。